

公益社団法人日本照明家協会

日本照明家協会賞関係規程集

平成29年3月

目次

日本照明家協会賞運用規程.....	1
第1章 総則.....	1
第2章 運営.....	1
第3章 応募、選考及び審査.....	2
第4章 発表及び表彰等.....	3
第5章 補則.....	3
日本照明家協会賞舞台部門実施要綱.....	4
日本照明家協会賞テレビ部門実施要綱.....	7
日本照明家協会賞舞台部門応募規程.....	9
日本照明家協会賞テレビ部門応募規程.....	11
文部科学大臣賞審査基準.....	12
日本照明家協会賞舞台部門実施要綱細則.....	13
日本照明家協会賞テレビ部門実施要綱細則.....	14

日本照明家協会賞運用規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本照明家協会（以下「本会」という。）定款第5条第1項第4号所定の業績の表彰事業に関し設けられる「日本照明家協会賞」（以下「本賞」という。）につき、その運営並びに応募、選考及び審査等に関する基本的事項を定め、これによって本賞の円滑な運営と維持発展を図り、もって、照明家の創作活動を適切に評価顕彰し、そのデザイン力及び技術力の益々の向上を確保することを目的とする。

(賞を設ける部門)

第2条 本賞は、次の各号に掲げる部門（以下総称して「各部門」という。）別に当該各号に定める照明デザイン及びこれに関連する照明技術等（以下「作品」という。）を対象として応募、選考及び審査を行い、授与される。

- ① 舞台部門 劇場等演出空間における実演芸術及び各種イベント等における照明デザイン及びこれに関連する照明技術
- ② テレビ部門 テレビジョンにおいて放送された番組等における照明デザイン及びこれに関連する照明技術

(賞の種類)

第3条 本賞は、各部門においてそれぞれ大賞、優秀賞、新人賞及び特別賞等の各賞を設けるが、各賞の定義その他の事項は、各部門の実施要綱にそれぞれ定めるところによる。

第2章 運営

(運営)

第4条 本賞の運営その他の事務は、本会定款第46条及び同定款施行細則第41条第1項に基づき設置される顕彰委員会がこれを統括する。

(最高審査会)

第5条 本賞に応募し選考された作品に対する最終審査等を行う機関として、顕彰委員会内に各部門別に「日本照明家協会賞舞台部門最高審査会」及び「日本照明家協会賞テレビ部門最高審査会」とを設置する。

- 2 前項の各最高審査会は、議長及び審査員により構成される。
- 3 前項の議長は、執行理事会の承認を得て、本会会員の中から顕彰委員会委員長（以下「顕彰委員長」という。）が委嘱する。ただし、顕彰委員長が議長を兼任することを妨げない。
- 4 第2項の審査員は、外部有識者及び本会会員のうち専門知識を有する者5から7

名をもって構成する。この場合において、外部有識者については、執行理事会の承認を得て会長が委嘱し、本会会員については執行理事会の承認を得て顕彰委員長が委嘱する。

5 第2項の議長の任期は、本会定款の定める理事の任期に準じる。ただし、日本照明家協会賞テレビ部門最高審査会の議長については、毎年度改選することを妨げない。

6 第2項の審査員の任期は、本会定款の定める理事の任期に準じるものとし、再任を妨げない。ただし、再任の場合は、連続又は通算して5期を限度とする。

(実行委員会)

第6条 本賞の応募受付及び応募作品の選考その他本賞に関連する事務を行う機関として、本部、各支部又は部会内に各部門別に実行委員会を設置する。

2 前項の実行委員会の組織及び構成等は、各部門の実施要綱にそれぞれ定めるところによる。

第3章 応募、選考及び審査

(期間等)

第7条 本賞は、毎年1回受賞作品を決定し、これを表彰する。

2 本賞に応募することができる作品は、本賞の授賞式を行う日の属する年の前年1月1日から同年12月31日までの間に上演又はテレビ放送されたもの(上演又は放送された日時・場所が第三者により証明されるものに限る)とする。

(応募期限)

第8条 本賞の応募期限は、原則として、前条の期間の翌年1月31日までとする。

(応募規程)

第9条 本賞の応募に関するその他の事項は、各部門の応募規程にそれぞれ定めるところによる。

(選考)

第10条 応募された作品は、各部門の実施要綱に定めるところにより、選考を受ける。

(審査)

第11条 前条の選考により受賞するにふさわしいと判定された作品は、さらに、第5条第1項所定の最高審査会の審査(最終審査)を受ける。

2 最高審査会は、選考された作品につき厳正かつ公正を旨として審査を行い、大賞その他の各賞を決定する。

3 最終審査は、原則として、本賞の授賞式が開催される日の1か月前にはこれを終えなければならない。

4 最高審査会議長は、前項の審査結果の内容を顕彰委員長に報告し、顕彰委員長は、

これを会長に報告する。

第4章 発表及び表彰等

(発表)

- 第12条 本賞の受賞者及び受賞作品の発表は、顕彰委員会が授賞式等において行う。
- 2 授賞式は、本会の定時総会の日と同日に開催するよう努めるものとする。
- 3 受賞作品の詳細及び受賞理由については、日本照明家協会誌、本会 WEB サイトその他の媒体に掲載し広く公表するものとする。

(賞の取り消し)

- 第13条 受賞決定後、その該当者において品位を害する重大な行為があった場合、賞を取り消すことがある。

第5章 補則

(規約の改廃)

- 第14条 本規程の改廃は、理事会の承認を得るものとする。

(実施要綱)

- 第15条 本規程に定める以外の事項は、各部門の実施要綱及び応募規程において別に定めるものとする。

(廃止)

- 第16条 日本照明家協会賞規約（平成22年12月27日施行）は、廃止する。

(附則)

本規程は、平成27年9月16日より施行する。

改定 平成29年3月21日

日本照明家協会賞舞台部門実施要綱

(要綱の制定)

第1条 本実施要綱は、日本照明家協会賞（以下「本賞」という。）運用規程に基づき、本賞舞台部門の実施の要綱につき定めるものである。

(賞の種類)

第2条 本賞舞台部門は、次の各号に掲げる各賞を設け、各賞の内容は当該各号に定めるところによる。

- ① 大賞 照明に関する芸術性、独創性及び技術性が顕著に優れたものと認められる1作品（日本照明家協会賞運用規程第2条第1項第1号に定める照明デザイン及び照明技術をいう。以下同じ）に贈る。審査の対象は次号の優秀賞に選ばれた作品とする。
- ② 優秀賞 照明に関する芸術性、独創性及び技術性が特に優れた作品に贈る。
- ③ 新人賞 照明に関する芸術性、独創性及び技術性が優れ、今後の活躍が期待できる新人の作品に贈る。
- ④ 特別賞 前3号に該当しないものの照明に関する芸術性、独創性及び技術性が優れていると認められる作品につき奨励賞、努力賞、団体賞又は技術賞として贈る。
- ⑤ スタッフ賞 大賞を受賞した作品において照明業務に従事したスタッフに贈る。

(本部実行委員会)

第3条 本賞運用規程第6条第2項に基づき、本賞舞台部門の候補作品の選考及び本章の運営に関連する事務を実施するため、本部に、顕彰委員会が統括する「日本照明家協会賞舞台部門本部実行委員会」（以下「本部実行委員会」という。）を設置する。

- 2 本部実行委員会は、委員長、副委員長2名以内（選考担当及び運営担当とする）及び委員若干名から構成される。
- 3 前項の委員長及び副委員長は、執行理事会の承認を得て、本会会員の中から顕彰委員長が委嘱する。
- 4 第2項の委員は、本会会員の中から本部実行委員長が委嘱する。この場合において、委員は広く各支部から求めることが望ましい。
- 5 本賞への応募の活性化を図るため、本部実行委員会に所属するものとして、本賞の応募作品としてふさわしい作品を本会に推薦する委員（以下「推薦委員」という。）を置くことができる。この場合において、推薦委員は、外部有識者又は本会会員のうち専門知識を有する者をもって構成し、外部有識者については、本部実行委員長が会長名で委嘱し、本会会員については、本部実行委員長が委嘱する。

6 推薦委員は、作品の推薦にあたっては、本会所定の推薦報告書に必要事項を記入し、これを本部実行委員会に提出するものとする。

7 本部実行委員長は、必要に応じて、本部実行委員会を招集することができる。

(支部実行委員会)

第4条 各支部に、本賞舞台部門の候補作品の選考及び本章の運営に関連する事務を実施するため、本部実行委員会が統括する「日本照明家協会賞舞台部門〇〇支部実行委員会」(以下「支部実行委員会」という。)を設置する。

2 支部実行委員会の組織及び構成等は、本部実行委員会に準拠して各支部において決定する。

3 支部実行委員長は、必要に応じて、支部実行委員会を招集することができる。

(選考・審査)

第5条 日本照明家協会賞舞台部門応募規程(以下「応募規程」という。)の定めるところにより各支部に提出された応募作品に対しては、まず、各支部の支部実行委員会において選考(一次審査)を行い、そこで受賞するにふさわしいと判定された作品が本部実行委員会における選考(二次審査)を受け、二次審査においても受賞するにふさわしいと判定された作品が日本照明家協会賞舞台部門最高審査会(以下「最高審査会」という。)の審査(最終審査)を受ける。

2 支部実行委員会は、応募規程の定めるところにより各支部に提出された応募作品に関して選考(一次審査)を行う。この場合において、支部実行委員長は、当該選考結果に基づき、本部実行委員会に対し本賞の候補作品を報告する。

3 本部実行委員会は、前項に基づき各支部の支部実行委員長から報告された本賞の候補作品についてその適否を討議し、選考(二次審査)を行う。この場合において、本部実行委員長は、当該選考結果に基づき最高審査会に対し本賞の候補作品を報告する。

4 第2項及び前項の選考(一次審査及び二次審査)にあたって、選考を担当する者は、厳正かつ公正を旨としてこれを行わなければならない。

5 第2項及び第3項の選考は、それぞれ実行委員会においてこれを行うものとし、選考を担当する者の過半数の出席を必要とする。

(選考の対象)

第6条 本部実行委員会及び支部実行委員会における選考の対象は、本賞運用規程第7条第2項所定の期間に劇場等演出空間にて上演された作品のうち、自薦又は他薦(本会会員が推薦人となるもの)で応募された作品とする。

(要綱の改廃)

第7条 本要綱の改廃は、理事会の承認を得るものとする。

(細則)

第8条 本要綱の詳細は、細則に定めるところによる。

(廃止)

第9条 日本照明家協会賞・舞台部門実施要綱（平成22年12月27日施行）は、
廃止する。

(附則)

本要綱は、平成27年9月16日より施行する。

日本照明家協会賞テレビ部門実施要綱

(要綱の制定)

第1条 本実施要綱は、日本照明家協会賞（以下「本賞」という。）運用規程に基づき、本賞テレビ部門の実施の要綱につき定めるものである。

(応募の分類)

第2条 本賞テレビ部門の応募は、次の各号に掲げる作品（日本照明家協会賞運用規程第2条第1項第2号に定める照明デザイン及び照明技術をいう。以下同じ）に分けて行う。

- ① ドラマ番組
- ② 音楽番組
- ③ 総合（中継番組、情報番組及び教育番組等）
- ④ 技術

(賞の種類)

第3条 本賞テレビ部門は、次の各号に掲げる各賞を設け、各賞の内容は当該各号に定めるところによる。

- ① 大賞 照明に関する芸術性、独創性及び技術性が顕著に優れたものと認められる1作品に贈る。審査の対象は次号の優秀賞に選ばれた作品とする。
- ② 優秀賞 照明に関する芸術性、独創性及び技術性が特に優れた作品に贈る。
- ③ 新人賞 照明に関する芸術性、独創性及び技術性が優れ、今後の活躍が期待できる新人の作品に贈る。
- ④ 特別賞 前3号に該当しないものの照明に関する芸術性、独創性及び技術性に優れていると認められるものにつき特別賞、奨励賞及び努力賞として贈る。
- ⑤ 技術賞 照明技術の開発及び改善に顕著な成果を挙げ、放送に貢献した者に贈る。
- ⑥ スタッフ賞 大賞を受賞した作品において照明業務に従事したスタッフに贈る。

(テレビ部門実行委員会)

第4条 本賞運用規程第6条第2項に基づき、本賞テレビ部門に関連する事務を実施するため、テレビ部会内に、顕彰委員会が統括する「日本照明家協会賞テレビ部門実行委員会」（以下「テレビ部門実行委員会」という）を設置する。

- 2 テレビ部門実行委員会の組織及び構成等は、テレビ部会において決定する。
- 3 テレビ部門実行委員会は、日本照明家協会賞テレビ部門応募規程の定めるところによりテレビ部会に提出された応募作品に関して、選考（一次審査）を行う。この場合において、テレビ部門実行委員長は、当該選考結果に基づき、「日本照明家協会賞テレビ部門最高審査会」（以下「最高審査会」という）に対し各賞の候補作品

を報告する。

4 テレビ部門実行委員会は、テレビ部会における本賞の運営並びに幹事局、キー局及び地方局間の調整等本賞に関連する事務を行う。

5 テレビ部門実行委員長は、必要に応じて、テレビ部門実行委員会を招集することができる。

(審査)

第5条 日本照明家協会賞テレビ部門応募規程の定めるところによりテレビ部会に提出された応募作品に対しては、まず、テレビ部門実行委員会において選考（一次審査）を行い、そこで受賞するにふさわしいと判定された作品が最高審査会の審査（最終審査）を受ける。

2 前項の選考（一次審査）にあたって、選考を担当する者は、厳正かつ公正を旨としてこれを行わなければならない。

3 選考は、テレビ部門実行委員会においてこれを行うものとし、選考を担当する者の過半数の出席を必要とする。

(選考の対象)

第6条 選考の対象は、本賞運用規程第7条第2項所定の期間に放送されたテレビ放送を主目的として制作された作品とする。

2 前項の規定にかかわらず、原作品のコマーシャルメッセージ部分をカットする等の合理的な編集を超えて、原作品を編集、翻案等することにより制作された作品（いわゆるパッケージ作品）については、本賞テレビ部門の選考の対象とはならない。

(要綱の改廃)

第7条 本要綱の改廃は、理事会の承認を得るものとする。

(細則)

第8条 本要綱の詳細は、細則に定めるところによる。

(廃止)

第9条 日本照明家協会賞・テレビ部門実施要綱（平成22年12月27日施行）は、廃止する。

(附則)

本要綱は、平成27年9月16日より施行する。

改定 平成29年3月21日

日本照明家協会賞舞台部門応募規程

(応募規程の制定)

第1条 本規程は、日本照明家協会賞（以下「本賞」という。）運用規程第10条に基づき、本賞舞台部門の応募に関する事項を定めるものである。

(自薦)

第2条 本賞舞台部門に自ら応募しようとする者は、日本照明家協会（以下「本会」という）所定の応募用紙に必要事項を記載し、第4条に定める資料を添付した上で、応募しようとする者の居住する地域を管轄する本会各支部に提出するものとする。

(他薦)

第3条 本賞舞台部門の各賞を受賞するにふさわしい候補者及び候補作品を推薦する者は、本会所定の応募用紙に必要事項を記載し、第4条に定める資料を添付した上で、推薦対象者の居住する地域を管轄する本会各支部に提出するものとする。

(資料)

第4条 応募に際しては、次に掲げる資料を提出しなければならない。

① 上演を証する資料

プログラム、パンフレット、ポスター又はチラシ等上演の年月日及び会場を証するもの

② 照明デザイン・技術に関する資料

ブルーレイディスク又はDVD（場面全体を把握できるものが望ましい）及び照明仕込図、データ表、台本、舞台図面、セット図、写真、雑誌又は新聞評等

③ 直近の1年ないし2年間の作品経歴

④ その他前各号に準ずる資料

2 本賞舞台部門最高審査会、本賞舞台部門本部実行委員会及び本賞舞台部門各支部実行委員会は、応募作品に対する選考及び審査の各過程において、その都度、必要になった資料の提出を応募者に求めることができる。

3 前2項の規定に基づき応募者から提出された資料は、原則としてこれを返却しない。ただし、応募者が特にその返還を求めた場合は返却することができる。

(費用)

第5条 前条の規定に基づく資料提出に要する費用は、応募者の負担とする。

2 応募に際し、実行委員等に作品の鑑賞を希望する場合、その費用は応募者の負担とする。

(規程の改廃)

第6条 本規程の改廃は、理事会の承認を得るものとする。

(廃止)

第7条 日本照明家協会賞・舞台部門応募規程（平成22年12月27日施行）は、

廃止する。

(附則)

本規程は、平成27年9月16日より施行する。

日本照明家協会賞テレビ部門応募規程

(応募規程の制定)

第1条 本規程は、日本照明家協会賞（以下「本賞」という。）運用規程第10条に基づき、本賞テレビ部門の応募に関する事項を定めるものである。

(応募方法)

第2条 本賞テレビ部門に応募しようとする者は、日本照明家協会（以下「本会」という）所定の応募用紙に必要な事項を記載し、参考資料を添付の上、本賞テレビ部門実行委員会に提出する。

- 2 応募に際しては、本会会員の推薦を必要とする。
- 3 応募作品は、1人1作品とする。ただし、技術についてはこの限りではない。
- 4 応募作品は、個人での応募とし、本会会員であると否とを問わない。ドラマ番組、音楽番組及び総合（中継番組、情報番組、教育番組など）において、連名での応募は、原則として認めない。
- 5 応募に際しては、ブルーレイディスク又はDVDに収録し、視聴できる状態で提出しなければならない。
- 6 応募作品は、テレビ放送を主目的として制作された作品であることを要する。ただし、複数のメディアで展開された作品、又は、特定の企業、商品等を広告するために制作された作品については、その都度、本賞テレビ部門実行委員会において応募の可否を判断する。
- 7 3D作品の選考及び審査は、2Dで行うため、2Dで応募しなければならない。

(費用)

第3条 資料提出に関する費用は、応募者の負担とする。

(規程の改廃)

第4条 本規程の改廃は、理事会の承認を得るものとする。

(廃止)

第5条 日本照明家協会賞・テレビ部門応募規程(平成22年12月27日施行)は、廃止する。

(附則)

本規程は、平成27年9月16日より施行する。

改定 平成29年3月21日

文部科学大臣賞審査基準

1. 公益社団法人日本照明家協会賞大賞受賞者について、文部科学大臣賞の授与を文化庁に申請し、文部科学省が交付を決定した場合には、これを授与する。
2. 公益社団法人日本照明家協会賞大賞の審査基準については、それぞれの部門の実施要綱に定める。
3. この基準の改廃は、理事会の承認を得るものとする。

(附則)

この基準は、平成22年12月27日より施行する。

日本照明家協会賞舞台部門実施要綱細則

(細則の制定)

第1条 本細則は、日本照明家協会賞（以下「本賞」という）舞台部門実施要綱第8条に基づき、同要綱の細則を定めるものである。

(審査方法)

第2条 本賞舞台部門の応募作品に対する選考及び審査の具体的方法は、次のとおりとする。

① 一次審査

ア 応募作品を本賞舞台部門各支部実行委員会にて選考し、各賞の候補作品を審査講評とともに本賞舞台部門本部実行委員会に推薦する。

イ 優秀賞は、原則として各支部1点以内とする。ただし、全支部の応募作品の多寡によってはこの限りではない。

ウ 新人賞は、原則として各支部1点以内とする。

エ 特別賞は、原則として各支部2点以内とする。

② 二次審査

前号の一次審査に基づき本賞舞台部門各支部実行委員会から推薦された候補作品を本賞舞台部門本部実行委員会にて選考し、優秀賞5点以内、新人賞6点以内及び特別賞12点以内とした上で、各賞の候補作品を審査講評とともに本賞舞台部門最高審査会に推薦する。

③ 最終審査

前号の二次審査に基づき本賞舞台部門本部実行委員会から推薦された候補作品を本賞舞台部門最高審査会にて審査し、各賞を決定し、優秀賞のなかから大賞1点を決定する。ただし、各賞に該当する作品がない場合はこの限りではない。

(細則の改廃)

第3条 本細則の改廃は、理事会の承認を得るものとする。

(廃止)

第4条 日本照明家協会賞・舞台部門実施要綱細則（平成22年12月27日施行）は、廃止する。

(附則)

本細則は、平成27年9月16日より施行する。

日本照明家協会賞テレビ部門実施要綱細則

(細則の制定)

第1条 本細則は、日本照明家協会賞（以下「本賞」という）テレビ部門実施要綱第8条に基づき、同要綱の細則を定めるものである。

(賞の本数)

第2条 本賞テレビ部門の次に掲げる各賞は、当該各号に定める本数を原則とする。

- ① 大賞 1本以内
- ② 優秀賞 4本以内
- ③ 新人賞 6本以内
- ④ 特別賞 奨励賞 4本以内
努力賞 6本以内
技術賞 2本以内

(審査方法)

第3条 本賞テレビ部門の応募作品に対する選考及び審査の具体的方法は、次のとおりとする。

① 一次審査

本賞テレビ部門実行委員会は、すべての応募作品を視聴・選考し、各賞の候補作品を本賞テレビ部門最高審査会に推薦する。

② 最終審査

前号の一次審査に基づき本賞テレビ部門実行委員会から推薦された候補作品を本賞テレビ部門最高審査会にて審査し、優秀賞の中から大賞1点を決定し、また、各賞を決定する。ただし、各賞に該当する作品がない場合はこの限りではない。

2 最終審査の場には、本賞テレビ部門実行委員会の選考担当委員が立ち会うことができる。

3 応募されたすべての作品は、本賞テレビ部門実行委員会のコメントを付した上で応募者に返却する。

(細則の改廃)

第4条 本細則の改廃は、理事会の承認を得るものとする。

(廃止)

第5条 日本照明家協会賞・テレビ部門実施要綱細則（平成22年12月27日施行）は、廃止する。

(附則)

本細則は、平成27年9月16日より施行する。